

関与権限と言語表現

——議論の発展とリスク・コミュニケーションへの応用——

岡 本 真 一 郎*

本稿は神尾 (1990) の「情報のなわ張り理論」を修正した関与権限の概念について、岡本 (2012) の議論を補足し、さらに発展させることを試みた。とくに、終助詞ネの使い分けに関して、関与権限が確信度とどのように関連し合うかを新たに検討した。また、聞き手の労苦を評価する表現への議論の発展の可能性も示唆した。そして、リスク情報のマスコミやインターネットでの伝達において、こうした表現がどんな問題を生ずるか、その点についてどんな研究を進めるべきかも論じた。

キーワード：関与権限、情報のなわ張り理論、終助詞ネ、感謝、謝罪、リスクコミュニケーション

岡本 (2012) では、神尾 (1990, 2002) の「情報のなわ張り理論」の問題点を指摘し、岡本 (1996, 2001) の議論も踏まえて、コミュニケーションの関与権限について議論した。本稿ではこれを再整理し、発展の可能性を探る。

1. 関与権限の概念

まず、岡本 (2012) の提案を振り返っておく。ここでは情報の保持とは別個に「関与権限」という概念が設定された。これは岡本 (1996) の議論を修正したものであり、神尾 (1990) が「なわ張り」の内になるとして挙げている諸条件 (神尾, 1990 : p. 33) から、情報の確実性の要因、具体的には「直接体験によって得た情報」「確実と見なす情報」を除くものである。また神尾 (1990) は当該情報を知らない場合はなわ張りの外になると論じる (p. 18) が、この限定も除外する。情報を有さなくてもその情報への関与権限は大きい、という想定は可能だからである (岡本, 1996)。

「関与権限」は次のように特徴づけられた (岡本, 2012 : pp. 41-42)。話し手によって認知される、ある人物と話題の主体や内容との何らかの社会的次元での関わり方の強さであり、社会的規範として暗黙の合意がある (少なくとも聞き手との間で合意があると話し手が認知している)。関与権限はその人物と話題の主体

や内容との利害関係 (心理的、物質的受益や負担) がある、あった、ありうることに基づいて生じ、権限が大きいほどその人物がその話題への立ち入りが許容されることになる。主要なものを挙げればその人物の身体や精神 (内的な感覚、感情)、身内 (家族・親族) についての話題、所有物、経歴・予定に関する事、職務・業務上の担当、学業・職業等を通じた専門領域に関わることは関与権限がある。なお感情や感覚は当人しか直接知覚できないが、ここで問題にしているのは可知性ではなく、社会的規範として、人の内面は当人のみが関与権限があるという点である。例えば内面への立ち入りが許される催眠術師であれば、関与権限が生ずる (神尾, 1990)。そして身内の中では親等関係の近さ、経歴ではその長さ、職務ではその中の専門に非常に近いかなどにより、その大小が規定される。

2. 関与権限と言語表現

関与権限の高低によって、表現が使い分けられる。この点もいくつか岡本 (2012) で論じたが、全体としては次のように整理できる。話し手の関与権限が聞き手よりも、高い場合には関与を高めた表現がふさわしい。関与権限が聞き手よりも低い場合は関与を低めた表現がふさわしい。なお、本稿ではこのように、話し

* 愛知学院大学心身科学部心理学科
(連絡先) 〒470-0195 愛知県日進市岩崎町阿良池12 E-mail: okamoto@dpc.agu.ac.jp

手、聞き手の立場を「関与権限 {大きい/小さい}」, 言語表現自体を「関与を {高めた/低めた} 表現」と呼ぶことにする。

以下、話し手 (S) の関与権限と聞き手 (L) の関与権限の相対的大小を $S > L$, $S < L$ のように略記する。

関与権限との関連で、諸表現は具体的には次のように使い分けられる。

2.1. 情報の伝達

A. 文末の直接形、間接形：前者のほうが後者よりも関与を高めた表現である。直接形は、

3時から会議があります。

のような形式、間接形は、

3時から会議がある {ようです/みたいです/らしいです/そうです/という話です}.

ここで間接形は神尾 (1990) に準ずる。推量、伝聞の助動詞等を伴うが、次のようにいくつかを組み合わせると間接性の度合いを上げれば、より関与は低まると考える。

3時から会議があるみたいな話のようです。

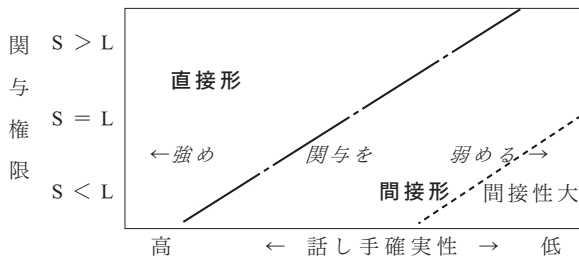
なお、話し手が事態を知っているときに用いる、次のような疑問文 (下降調が多い) も間接形の一つで、関与を低めた表現と考える。

3時から会議ですか。

$S > L$ では直接形、 $S < L$ では間接形、さらにはそれを組み合わせた間接性の高い表現表現が用いられやすくなる。

ただし、話し手の認知している事態の状況にも表現は左右される。たとえば、直接形と間接形については、事態について確信度が高ければ、関与権限が高くても直接形が用いられやすいし、確信度が低ければ間接形用いられやすくなる。図1に岡本 (2012 : p. 46) を修正したものを示す。

図1 関与権限と確実性による直接形、間接形の使い分け



B. 前置きの表現：前置きの内容にもよるが、 $S < L$ では「間違っているかもしれませんが」「どこかで聞

いたのですが」のような不確実性、伝聞性を表現することで、関与を低める表現が用いられることが多い。また「もしかすると」「ひょっとすると」「あるいは」のような副詞句も前置されやすくなる。

C. 名詞句： $S < L$ では名詞 (固有名詞) を曖昧化することで関与を低める。「新聞かなんか」「小包みたいなもの」「何か (何であるか分かっていても)」「山田さんとかいう人」「誰か (名前を知っていても)」のような表現をする (神尾 (1990) でも一部の形式は言及されている)。

以上のように、BとCが話し手と聞き手の関与権限によって使い分けられる点は直接形、間接形と同様である。そしてこれにも、話し手の事態についての確信度による使い分けが重なる。

D. 文末のネの使用、不使用：ネの使用については、使用必須、使用・不使用任意、使用不可の3つの場合がある。使い分けには関与権限と確信度が重なって影響するが、その様相はこれまでのものより複雑である。

ネの使用については従来から多くの議論があった (陳, 1987; 神尾, 1990; 片桐, 1995; 加藤, 2001; 益岡, 2007; 森山, 1989; 滝浦, 2008)。このうち加藤の「排他的知識管理」について、岡本 (2012) で検討したものを補足して論ずる。加藤 (2001) はネを「発話者が排他的な知識管理を行う意思がないことを示すという、談話構成機能を持った談話標識」(p. 43) であると論じる。換言すれば、ネは「話し手の排他的知識管理」を明示する状況では使用できないことになる。

加藤によれば排他的知識管理とは、「話題になっている知識や情報に発話者のみが優先的にアクセスできる状況」(p. 43) であり、「その場で発話できるような資料やデータを優位的に所有する立場」(p. 44脚注) も含むとされる。後者の「立場」(「立場A」と略述) は本稿での関与権限が主張する立場(「立場B」と略述) と近い。ただ、立場Aの説明は、あくまでも「情報」というところに焦点が置かれており、情報を有している、情報を得ることが有利な物理的な位置にある、という点に主眼があると推測される。

これに対して立場Bは社会的な規範としてコミュニケーションに関わる立場にあるかどうか、という点が問題なのである。立場Bは立場Aに含まれる、すなわち情報を得るにも有利な立場である (したがって $S < L$ では話し手がそれを慮って、間接形を用いやすくなる)。しかし、純粋に物理的に情報を得るのに有利な立場 (すなわち (立場A) \cap (立場B)) もあり得る。そうした状況では $S < L$ ではないので、間接形の使用

は促進されない。岡本（2012：pp. 46-47）で示した、次のような状況である。

同じ町に住むPとQが祭りの行列を見ている。いろいろな町の御輿が通る。今、通ったのは自分たちの町の御輿のようだがPは確信がない。Qは前列にいたのでよく見えたはずだ。ここでPがQに、

今、我々の町の御輿が通りましたね。

と直接形を用いて話しかけても、差し出がましくはならないだろう。ここで間接形は用いるが、「私は間違ってるかもしれませんが」のような前置きを用いるのはかえって不自然であろう。これも関与権限の概念が要請される理由である（ここでは関与権限は $S=L$ である）。上の例では社会的背景に基づかない純粋に物理的な事情によりPよりQの情報が優位なのであり、両者の関与権限には差がない。それゆえPはQの関与権限に特段配慮する必要は生じないと考えられるのである。そして関与権限は情報ではなくコミュニケーション行動に対するものであるから、行動指示等情報伝達以外の言語行動にも適用できるのである。

さて、ネの使い分けは、本稿でも排他的知識管理の状況に規定されると考える。ただし、関与度が話し手の認知する話し手と聞き手の確信度の大小関係と絡んで、排他的知識管理に影響するとも仮定する。確信度の大小関係は $S > L$ 、 $S = L$ 、 $S < L$ のように囲み文字で示すことにする。 $S > L$ (≥ 0) が話し手が情報を専有、もしくは優位に有する状況、 $0 < S \leq L$ が情報の共有状況である。次に述べるように、ネは話し手と聞き手の情報の共有性(に関する話し手の認知)によっても使い分けられると論じられてきたが、これは確信度の大小関係に他ならない。

ネの使用は全体としては、排他的知識管理をする姿勢の有無を反映すると考える。つまり情報を話し手が独占して管理する場合にはネは使用されず、独占して管理する姿勢がないときにはネが使用される。この点、加藤の説明は妥当である。そして、その排他的知識管理がさらに、(話し手が認知するところの)話し手と聞き手の確信度の大小関係、関与権限の大小関係の両者に規定されると考えるのである。具体的には、ネの使用は次の図2のように説明できる。

	$S > L$	$S \leq L$
$S > L$	任意 (一部不自然)	任意
$S = L$	任意	必須
$S < L$	必須	必須

図2 関与度と確実性によるネの使い分け

$S \leq L$ においては、立场上話し手は常に排他的知識管理を装わないことが可能である。すなわち、ネが使用できる。そして、話し手が聞き手と確実性が同等かそれ以下であれば ($S \leq L$)、排他的知識管理は必須である(ネが義務的になる)。

$S > L$ においては、逆に、排他的知識管理を装える(つまりネを使用しなくて済む)範囲が広がる。そのように装えないのは、聞き手のほうがはっきり確実性が高い場合 ($S < L$) だけである。 $S > L$ かつ $S > L$ では話し手が完全に独占的に把握すべき情報は、排他的知識管理をしないと不自然である(すなわちネの使用が不自然になる)。 $S > L$ かつ $S > L$ でもネを付加して排他的知識管理を装わない姿勢を示すのがとくに自然なのは、教示、回想、確認のように、話し手の知識の独占の姿勢がない場面である。

以上、ネの使用が任意の場合は使用することで関与を低める。必須の場合は小さい状況であることを反映する。使用不可の場合は関与が大きい状況であることを反映する、と考えられる。

2.2. 行動指示

行動指示については岡本（2012）で示したとおり、Sの関与権限が大きい ($S=L$) 場合、すなわち、自分との利益のために依頼したり、話し手の利害関係のある勧めにおいては、授受表現 (e.g., ~テ、~テクレ、~テクダサイ、~テクレナイ?、~テイタダケナイデショウカ?) が用いられるが、関与権限が小さい場合 ($S < L$)、すなわち自分の利害と関与しない行動の指示には、~シタホウガイインジャンナイ?、~シタラドウデショウカ?等の形式が用いられる。

2.3. 聞き手の労苦に対する評価

以下、岡本（2012）では触れていないが、次のような言語行動にも関与権限の高低による表現の使い分けがあると考えられる。

A. 労力の提供 (感謝 vs. 労い) : 聞き手が労力を提供した、たとえば、聞き手が話し手のために食事を作った、荷物を運んだ、書類整理をしたといった状況で用いられる表現はさまざまであるが、そこで用いられる定型的な表現も関与度の見地で使い分けが説明できる。この場合聞き手は労力提供の当事者であるから負担という利害関係があり、それに関する関与権限は高い。これに対して話し手の関与権限は、その労力が話し手自身のために費やされたものなら利害関係があり高いが ($S=L$)、無関係の他者のためのものである

場合は低くなる ($S < L$)。

「 $S = L$ 」状況ではアリガトウ ({ゴザイマス / ゴザイマシタ}) のような感謝表現, またスママセン, モウシワケアリマセンのような謝罪表現が用いられる。字義的にも話し手の事態への関与の高さを表現していると見なせる。たとえば, 話し手が仕事を手伝ってもらったときは,

ありがとうございました。 / お忙しい中申し訳ありませんでした。

などを用いるであろう。

しかし, 「 $S < L$ 」状況では, タイヘン {デスネ / デシタネ} のような表現が普通である。たとえば, 話し手と関係のない第三者のために聞き手が仕事を手伝ったと聞いたときには,

たいへんでしたね。

のような労い表現を用いるだろう。これは話し手の事態への関与を低めた表現であると考えられる。こうした状況での, アリガトウ, スママセンの使用は差し出がましくて不自然である。一方, 前者のような「 $S = L$ 」状況でタイヘンデシタネを用いると, 無責任で失礼といった印象になる。

B. 聞き手の被害 (謝罪 vs. 慰謝) : 聞き手が被害にあった場合の定型コメントも, 利害関係という見地から同様に分析できる。聞き手は関与権限が高い。話し手自身は加害者の場合には関与権限は高いが ($S = L$), そうでなければ低くなる ($S < L$)。

具体的には, 話し手が聞き手の所有物を壊した, 仕事のミスをして聞き手に迷惑をかけたというような状況 ($S = L$) ではスママセン, モウシワケアリマセンなど謝罪表現が用いられる。一方, 第三者のミスで聞き手が迷惑した, 台風で聞き手が被害にあったなど話し手の関与権限が低い ($S < L$) 状況ではタイヘンデシタネ等が使用される。「 $S = L$ 」状況で後者を用いたら, 無責任で無礼な印象を与えるであろう。一方「 $S < L$ 」状況でスママセンやモウシワケアリマセンを用いるのも, 差し出がましく不自然であろう。

3. 関与権限の配慮による発話の印象

関与権限への配慮によって, 関与を高めたり低めることは, 聞き手へのポライトネス (Brown & Levinson, 1987) の一種と考えている。図3に岡本 (2012 : p. 52) を修正したものを掲載する。権限を越えて関与を高めるような表現をすると, まさに聞き手のなわばりに踏み込んだ, 押しつけがましい印象になる。一方,

権限があるのに関与を低めすぎると, 無責任な印象を与えてしまう。こうしたことが, 本稿で取り上げた情報伝達, 行動指示, 聞き手の労力に関わる表現に共通して当てはまる。それが関与権限の概念を導入する意義であると考えられる。

	$S < L$	$S > L$
話題への関与	弱めて表現	強めて表現
示される配慮	領分尊重	事態への責任
無視すると	押しつけがましい	無責任
	(親しい関係 →)	
	(望ましい事態 →)	

図3 関与権限と対人配慮の関係

4. 関与権限とリスク伝達

日本は古くから地震, 台風などの自然災害に見舞われてきた (北条ほか, 2012)。災害リスクの伝達においても, 関与権限による使い分けはもっと考慮されている問題と思われる (岡本・吉川, 準備中)。関連して, こうしたリスクのコメントを新聞報道などで伝えるとき, 記者は必ずしも文末表現や前置き表現などには注意を払わない可能性がある。さらに, 記者の伝達事態に対する正負の態度が, 無意識的に文末表現等に反映する可能性もある。

また, 今日ではマスコミ報道の受け手は口頭でそれを他者に伝達するだけでなく, ブログ, ツイッターなどを通じてそれらを伝えていく。その際も, 単に原報道をそのまま繰り返すのではなく, 一部のみを引用したり, そこに独自の解釈も加える。それがさらに転送されていくことも多い。こうした過程を経るうちに, ますます最初の発言者の元々のニュアンスは歪む可能性がある。

本稿で述べた関与の高低に関わる諸表現も, こうした過程を経て, 受け手にはコメントの送り手の意図とは相当異なった解釈をもたらす可能性がある。場合によっては送り手の印象を悪くしたり, 内容の信憑性を損なうかもしれない。

このような点に関して今後実証的な研究が必要と思われる。具体的には, 次のような方法が考えられる。

1) 新聞やテレビなどマスメディアの報道内容を分析する。とくに, 記事内で官庁, 専門家などのコメントを引用した部分を抽出し, 文末表現, 前置き表現などの様相を検討する。また, 先行コメントや背景となる

文脈情報がどのように与えられているかも検討する。それらを本稿の議論に照らし合わせて評価する。

2) 1)の内容を、メディア間で比較する。社の特定の立場 (e.g. 原子力推進積極的 vs. 消極的) の差異も念頭におく。

3) インターネットのツイッター、ブログなどにおける、こうした報道への言及を分析する。特定の歪みがないかに着目する。

4) 文末表現、前置き表現や労苦を評価する表現 (とくに謝罪・慰藉表現) に関して、リスク伝達場面で用いられる表現がどのように受け取られるか、表現自体のほか、文脈情報や受け手の態度・諸特性に及ぼす影響を実証的に検討する。

すでに一部には着手しているが (岡本・吉川, 2012; 準備中), 今後さらに研究を進めていく必要があると考えている。

付 記

本稿の執筆に当たっては、平成23-24年度科学研究費補助金 (基盤研究(B)) 「良好な対人関係を築くコミュニケーションの方法の考案: 言語心理学モデルの構築と応用」(研究代表者: 唐沢穰), 平成23-24年度科学研究費補助金 (基盤研究(B)) 「病気蔓延・大事故発生などの危機事態における災害報道と人々のリスク認知」(研究代表者: 釘原直樹) からの助成を受けている。

謝 辞

本稿の議論の一部については上記補助金に関わる研究会で発表し、参加された方々から貴重なコメントをいただいた。また、愛知学院大学文学部多門靖容氏からも、貴重なご意見を賜った。厚く感謝の意を表す。

引用文献

- Brown, P. & Levinson, S. C. 1987 *Politeness: Some universals in language usage*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 陳常好 1987 終助詞 一話し手と聞き手の認識のギャップをうめるための文接辞— 日本語学 6 (10), pp. 93-109.
- 北条糸子・松浦律子・木村玲欧 (編) 2012 日本歴史災害事典 吉川弘文館
- 神尾昭雄 1990 情報のなわ張り理論 言語の機能的分析 大修館書店
- Kamio, A. 1995 Territory of information in English and Japanese and psychological utterances. *Journal of Pragmatics*, 24, pp. 235-264.
- 神尾昭雄 2002 続・情報のなわ張り理論 大修館書店
- 片桐恭弘 1995 終助詞による対話調整 言語 24 (11), pp. 38-45.
- 加藤重広 2001 文末助詞「ね」「よ」の談話構成機能 富山大学人文学部紀要 35, 31-48.
- 益岡隆志 2007 日本語モダリティ研究 くろしお出版
- 森山卓郎 1989 認識ムードとその周辺 仁田義雄・益岡隆志 (編) 日本語のモダリティ くろしお出版 pp. 57-120.
- 岡本真一郎 1996 情報への関与と文末形式 — 「情報のなわ張り理論」の批判的検討と新モデルの提案— 心理学評論 39, 168-204.
- 岡本真一郎 2001 行動指示表現の使い分け — 受益対象と話し手の関与の影響— 日本語教育 109, 30-39.
- 岡本真一郎 2012 関与権限と言語表現: 「情報のなわ張り理論」の修正と拡張 日本語文法 12 (1), 37-53.
- 岡本真一郎・吉川肇子 2012 リスク・コミュニケーションからの推論 推意と関与権限の検討 日本心理学会第76回発表論文集, 84.
- 岡本真一郎・吉川肇子 (準備中) リスク・コミュニケーションにおける言語的表現の重要性: 3.11後の事例をもとに
- 滝浦真人 2008 ポライトネス入門 研究社

最終版平成24年10月16日受理

The Right of Involvement and Verbal Expressions: Extentions of Discussion and Application to Risk Communication

Shinichiro OKAMOTO

Abstract

This paper purports to extend the concept of “the right of involvement”, supplementing the previous discussion shown in Okamoto (2012). This paper newly points out how the communicators’ right of involvement is related to their certainty in the use of sentence final particle *ne*. It also shows some prospects that the concept can be applied to the use of expressions to appreciate the hearer’s efforts. This paper also discusses what problems can arise in information of risk or crisis transmitted through mass media or on the Internets, and how to proceed with research regarding these issues.

Keywords: the right of involvement, the Theory of Territory of Information, sentence final particle *ne*, gratitude, apology, risk communication